平成２２年（フ）第３３３号
北海道旭川市東７条１丁目３番６号みんとはうす102
債務者　深見由美子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年10月21日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３７９号
大阪市港区弁天２丁目２番24号弁天ビル202号
債務者　角　　明美
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森井　祐吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７３２号
大阪府四條畷市岡山４丁目12番12号　サンハイツⅡ201
債務者　石川興業こと　石川　　豊
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越本　幸彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８８８号
大阪府守口市京阪本通１丁目10番32―1221号
債務者　田中　竹子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　憲一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１６６号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘１丁目17番12号
債務者　川上　喜康
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０９８号
福岡県宗像市須恵４丁目６番20―202号
債務者　細見　達司
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原　淳治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１１７９号
さいたま市岩槻区東岩槻４丁目３番地７　パールハイツＢ棟101号室
債務者　細江　厳希
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２８号
埼玉県加須市南篠崎695番地１　レオネクストメルベーユ101
債務者　卯休　卓也
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
千葉県富里市日吉台６丁目30番地５
債務者　吉野　晋三
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２０１号
千葉県佐倉市山崎171番地１　サンクレイドル佐倉508号室
債務者　児玉　清一
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２１１号
千葉県四街道市内黒田308番地27
債務者　小清水　健
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２６５号
千葉県八街市大木782番地57
債務者　瀧　　静江
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第５０２号
名古屋市中川区法華西町３丁目６番地
債務者　神谷　律子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２５号
愛知県豊田市広久手町３丁目33番地１　サンシティ広久手405号
債務者　朝比　由美
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５４８号
愛知県豊田市小坂本町１丁目５番地１　ファミーユＤＡＩＳＨＩＮ207号
債務者　杉浦　啓介
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５４９号
愛知県豊田市小坂本町１丁目５番地１　ファミーユＤＡＩＳＨＩＮ207号
債務者　杉浦　佳子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５５０号
愛知県名古屋市昭和区広路町字石坂５番地の４　アーバンドエル八事石坂414号
債務者　杉浦　正明
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係